

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成30年1月11日（木）14:10～14:19
- 2 場所 永田町合同庁舎1階共用第3会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長代理 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
委員 本間 正義 西南学院大学経済学部教授

<関係省庁>

佐藤 一絵 農林水産省経営局就農・女性課長
近江 愛子 法務省入国管理局総務課企画室長
田中 奈緒子 厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課企画調整専門官

<事務局>

村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官
小谷 敦 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 農業外国人受入事業に係る解釈通知について
- 3 閉会

○小谷参事官 それでは、関係省庁等からのヒアリングということで行いたいと思います。
まず、「農業外国人受入制度解釈通知について」、農水省、法務省、厚労省から説明させていただきます。

○佐藤課長 農林水産省でございます。よろしくお願いたします。

資料をお配りしておりますが、この解釈の本体を見ていただくのが早いと思いますので、こちらを御覧いただければと思います。

年末は、我々が出席できず申し訳ございませんでしたが、その一つ前のヒアリングのときに、先生方から御指摘をいただいた点につきまして、調整の上、改めて素案を御提示させていただきます。と思っています。

特に御指摘があった点は2点だと思っておりますけれども、一つが、本文の2ページの下から3ページにかけての「入ってくる外国人の要件」のところ、農作業に関する1年以上の実務経験について、元々は農業分野の技能実習に従事していた期間を含めて実務経

験を見ますということしか書いていなかったのですが、本間先生のほうから御指摘いただいたと思います。例えば、本国の大学の農学部で学んでいた期間などはどうするのかという指摘もいただきましたので、この赤字の部分ですけれども、括弧内にありますとおり、「大学若しくはこれと同等以上の教育を行う機関」、これは本国と日本のどちらにも当てはまると思っております。あと、「本邦の」というのは「日本の」ということですが、「本邦の農業大学校等の農業者研修教育施設において農業に関連する科目を専攻した期間を含む」としてはどうかと考えております。

実際に数は少ないのですが、今、道府県立農業大学校が全国に42ほどございまして、あと民間の農業教育機関も三つぐらいあるのですけれども、そういうところに留学生がいらっしゃいます。東南アジアなどから来ている留学生の方で、日本で農業を学んで本国に戻っているような方もいまして、そういう方々も潜在的な人材として、候補としてはいいのではないかという観点で、このような記載を入れてはどうかと思っております。これにより明確化を図りたいと考えております。

もう一点、先生方から御指摘いただいた点としては、6ページの3の(2)、「特定機関の要件」のところのいわゆる人的構成の書きぶりについてでございます。当初の案については、例示ということではあったのですが、特定機関の役職員の少なくとも1人以上が農業をしていなければいけない、そういう人を入れなければいけないように理解し得るのではないかという御指摘もいただきましたので、日本語的にもより分かりやすくということで、ここの赤字のとおり「農業の現場の実情を把握できる体制を有していることをいう」と。

間に括弧で例示として、それこそ農業を実際にやっていた方とか、農協の職員だった方とか、都道府県の農業行政に携わっていた方とか、そういう方が役員だったり、職員としていらっしゃる。仮にいなくても、そういう方々と連携して業務を行うことができることが、例としてはそういうことを現場の実情を把握できる体制とみなすことができますということで、このような書きぶりにすれば誤解も生じず理解されるのではないかということで、修正案としてお持ちした次第です。

こちらからは以上です。

○原座長代理 本間先生、どうぞ。

○本間委員 前半のところは明確にしてあり、これでいいと思うのですが、人的構成のところは、「例えば」ということでずらずら並べていて、これに縛られないかなということが懸念されます。よく解釈すれば、1行目で「農業の現場の実情を把握できる体制を有していること」とあるので、それに縛られないと読める。それを誰がどのように解釈するかだと思うのです。だから、我々としてはなるべく緩くと言いますか、幅広くカバーできる形で新規に参入できる体制を作りたいということがありますので、どうかなというところはありますけれども、ある種、妥協ということであれば、このあたりでやむを得ないのかなと思います。事例としては他にももっと色々出てくるかもしれないし、これ以外

のところは認めないということではないということを確認させていただければと思います。

○佐藤課長 それはもちろんそういうことだと思います。

○原座長代理 他に想定される事例はございますか。

要するに、私の理解では、元々役員に人を入れるということになっていたところを相当広げていただいて、役員または職員に誰か関係者を雇うというのがその1。

二つ目に、指導や助言を行う体制を作るということで、相当程度広がっているかなとは思っているのですけれども、もしこれでもカバーされないような。

○本間委員 今具体的には浮かびませんが、さまざまな形で出てくると思うので、農水省なのかどこが判断するのかわからないのですけれども、上がってきたときに柔軟な姿勢で対処していただきたいという要望です。

○原座長代理 わかりました。

そうしたら、もうこの文章はこれとして、運用上これはあくまで例示であって、柔軟に対応いただくということはここで確認をさせていただき、また、特区の自治体に対しても、私たちはそういう周知をやっていくということに対応するというところでよろしゅうございましょうか。

○本間委員 はい。

あと、スピード感というか、スケジュール感ではどういう形でインプリメントする形になるのでしょうか。

○佐藤課長 そこは内閣府とも相談かとは思っておりますけれども、法律、政令、指針、解釈通知までできまして、今、家事支援のものを参考にしながら、適正受入管理協議会を作らなければいけないので、協議会の設置要綱、そこに各種様式が必要になりますので、それも今、関係省庁で最終的に調整をしているところでございますので、解釈通知が固まればこちらも固められると思いますので、それができれば、既に特区になっているところについては、おそらく次の区域会議とかで、もしやりたいというところがあれば動き出せるようになるのかなと思っております。

○本間委員 農水省としては、具体的にこれを前提とした動きはどうなっていますか。

○佐藤課長 実は色々な自治体から、一度、網羅的に説明会みたいなものを開いてほしいという御要望はいただいております。もちろん特区になっているところしか当面できないわけですが、特区になっていない自治体からも制度について詳しく知りたいという声をいただいておりますので、しかるべきタイミングが来れば、可能であれば年度内も含めて、我々のほうから説明を行う場は持ちたいと思っておりますし、ホームページのほうも、なるべく内閣府のサイトにリンクするような感じにはなるとは思いますけれども、きちんと設ける等していきたいと思っております。

○原座長代理 本間先生がおっしゃられるスピードということ言えば、法律は9月に施行をされて、まだ動いていないこと自体が本当はおかしい状態だと思いますので、むしろ内閣府、事務局のほうでも早急に実施できるように進めていただければと思います。

○村上審議官 はい。

○本間委員 期待が大きい案件ですので、是非迅速に対応して、即実施していただければと思います。

○原座長代理 よろしゅうございますか。

それでは、どうもありがとうございました。